

貴精保育園 重要事項説明書

本重要事項説明は、保育の提供の開始にあたり、あらかじめ保育の内容等に関する事項について説明するものです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人育美会
所 在 地	川越市今福 1641
電 話 番 号	049-245-1415
代表者氏名	理事長 中田 賢一郎

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	貴精保育園
施 設 の 所 在 地	川越市今福 1334-1
連 絡 先	電話番号 049-245-1413 F A X 049-247-3042
管 理 者	園長 佐々木 孝子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前子ども
利 用 定 員	満3歳以上の児童 48人
	満1歳以上満3歳未満の児童 24人
	満1歳未満の児童 8人
開 設 年 月 日	昭和58年8月1日
事 業 所 番 号	1120151000275

育美会は、当園の他に軽費老人ホーム花の人の家、むさしの保育園があり、3施設で一法人です。

3 サービスの目的・運営方針

貴精保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする子どもを日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

◎ 保育方針

子どもの心を大切にする保育

◎ 保育目標

子どもの気持ちに寄り添いながら見守り、保育をしています。

たくさんの遊びを通して健康な体を作ります。

花の人の家の入居者の方との交流を通して、優しさや思いやりを育んでいきます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	2233.46 m ²
	園庭	1451.37 m ²
園 舎	構 造	木造 1 階建て
	延べ面積	681.71 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳 児 室	1	たんぽぽ組
ほ ふ く 室	1	すみれ組
保 育 室	4	さくら組（2 歳児） ひまわり組（3 歳児） ゆり組（4 歳児） ばら組（5 歳児） について各 1 室
遊 戯 室	1	
調 理 室	1	
事 務 室	1	
子育て支援室	1	

5 職員の設置状況

(R8. 4. 1 現在)

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	1	1		
主 任 保 育 士	1	1		
保 育 士	23	7	16	内、保育補助 5 名
栄 養 士	1	1		
調 理 員	3	1	2	
事 務 員	1	1		
嘱 託 医	2		2	内科 1 名、歯科 1 名

当園では、川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 53 号）に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

保育園の運営上必要な場合には、上記の人数よりも多く配置することがあります。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	常勤の勤務時間帯（ 8：30～17：30 ）
主 任 保 育 士	常勤の勤務時間帯（ 7：00～19：00 ）この間で時差出勤
保 育 士	常勤の勤務時間帯（ 7：00～19：00 ） 〃
栄 養 士	常勤の勤務時間帯（ 8：00～17：00 ）
事 務 員	常勤の勤務時間帯（ 8：30～17：30 ）
調 理 員	常勤の勤務時間帯（ 8：00～17：00 ）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日（7時00分～18時00分）までとします。
ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

月曜日～金曜日	7時00分～19時00分 うち18時00分～19時00分は時間外保育
土 曜 日	7時00分～18時00分 ＊時間外保育はありません

（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

月曜日～金曜日	8時45分～16時45分 うち7時00分～8時45分及び16時45分～19時00分は時間外保育
土 曜 日	8時45分～16時45分 うち7時00分～8時45分及び16時45分～18時00分は時間外保育

（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 当園の一日の日程

7:00～9:00	登園、合同保育
9:15～	片付け
9:40～	3歳未満児 おやつ 3歳以上児 掃除（雑巾がけ）
10:00～	クラス別設定保育
11:10～	3歳未満児 昼食
11:30～	3歳以上児 昼食
12:10～	午睡準備・午睡
15:00～	めざめ
15:30～	おやつ
16:00～	自由遊び
17:00～	順次降園
17:00～18:00	合同保育
18:00～19:00	延長保育

(2) 食事の提供

献立表は毎月別途お知らせします。

食物アレルギー等がある場合には、医師の診断書を提出していただきます。除去食についてはご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 子どもが小学校に就学したとき

(2) 子どもの保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	西川病院
医 院 長 名	西川 祐一
所 在 地	川越市砂久保 161-23
電 話 番 号	049-246-0011

(2) 歯科

医療機関の名称	福原歯科
医 院 長 名	宝諸 博文
所 在 地	川越市今福 1753-3
電 話 番 号	049-245-6336

12 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談 窓口	・苦情受付窓口 岸野 智美 ・苦情処理責任者 佐々木 孝子 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	前評議員 柳瀬 弘一	049-247-6227
	前理事長 加藤 純	080-2047-7504

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。	
防災設備	・自動火災報知機	有
	・ガス漏れ報知機	有
	・非常用電源	有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	有
避難 消火訓練	避難及び地震の訓練は、毎月 1 回以上実施します。	

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	ほいくのほけん・こどもえんのほけん
保険の内容	園賠償責任保険・園児団体障害保険

16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	3才児以上	月額 7,500 円（主食費 3,000 円 副食費 4,500 円） ※ 1～9 日登園した場合、半額 10 日以上 〃 全額 ※ 園の都合により登園自粛を お願いした場合は、日割りにて 請求させていただきます。
クラス帽子	散歩、園外保育の際に使用します (2才児以上)	納入単価による
連絡ノート代	0才児（ファイル、用紙代） 1、2才児	一冊 300 円 一冊 200 円
絵本代	希望者のみ	納入単価による
布団乾燥代	希望者となりますが、衛生面を考え 利用をお勧めします	1 回 180 円
夕涼み会に係る費用	模擬店代	メニューによる

2 時間外保育に係る利用者負担

標準、短時間ともに

1 回 200 円

10 日以上 2,000 円

※ 利用料については、ゆうちょ銀行より引き落としさせていただきます。

（毎月、15 日）

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名： 貴精保育園

説明者職名： 園長 氏名 佐々木 孝子

私は、本書面に基づいて貴精保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所： _____

児童氏名： _____

保護者氏名： _____

印

児童から見た続柄： _____

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

貴精保育園

園長 佐々木 孝子 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：